

凍結保存の継続に要する費用について

No	質問内容	回答
1	妊よう性温存治療実施日は横浜市外に住んでおり、妊よう性温存治療実施後に横浜市へ引っ越しをした。凍結の継続に要する費用は、申請できるか。	令和5年度以降に指定医療機関で妊よう性温存治療を実施し、申請日において横浜市内に住所を有する方であれば、1年以内に支払った凍結保存の継続に関する費用を申請することが可能です。なお、引っ越し前の住所地で他自治体で受けた助成回数や助成年数は本市での助成回数や助成年数に含めます。
2	凍結保存の継続に要する費用を支払った時は42歳だったが、申請日においては43歳である場合、申請できるか。	凍結保存の継続に要する費用を支払った日における年齢が43歳未満であるため、申請可能です。
3	男性のがん患者で、自身は43歳以上だが、配偶者は43歳未満である場合、精子の凍結の継続に係る費用は、助成対象か。	助成対象外です。
4	妊よう性温存治療を実施し、初回の凍結保存の継続に要する費用を支払った。この費用も助成対象か。	初回の凍結保存の継続に要する費用は、「都道府県の妊孕性温存治療費等助成事業」の対象となるため横浜市では助成対象外です。次回の凍結保存の継続に要する費用から横浜市では助成対象となります。 【例】 ①令和6年4月1日 妊よう性温存治療の実施、凍結保存開始 妊よう性温存治療の費用と令和7年3月31日までの保存料を支払い ②令和7年4月1日 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保存更新料を支払い ⇒②からが横浜市の助成対象です。（①は都道府県の助成対象）
5	助成回数とは、どのような意味か。	都道府県の妊よう性温存治療の助成事業による助成1回につき、横浜市へ凍結保存の継続費用の助成を1回申請が可能です。（2回まで）そのため、都道府県の助成決定を2回受けた方は、横浜市へも2回申請可能です。また、検体の凍結保存の助成年数は、凍結保存更新料を初めて支払った日の年齢が38歳以下の方は5年、39歳以上43歳未満の方は43歳に達するまで申請ができます。交付申請を2回行う場合は、それぞれの凍結保存の継続に関する費用を初めて支払った日の年齢を基準とします。
6	43歳に達するまでとは具体的に何日までか。	43歳の誕生日を迎える前日までです。 【令和6年4月1日に43歳の誕生日を迎える場合】 ⇒令和6年3月31日までです。
7	他自治体で凍結保存の継続に要する費用の助成決定を1年分受けた。横浜市へ引っ越しをしたため、2年目の申請をしようと思うが、助成年数はどうなるか。	助成年数は、他自治体への申請も含め、凍結保存の継続に要する費用の1年目の支払日の年齢で決まります。38歳以下の方は5年、39歳以上43歳未満の方は43歳に達するまでが助成年数となりますので、1年目の支払日の年齢が38歳以下の場合、他の自治体ですでに1年分の助成決定を受けているため、横浜市への申請は4年分可能です。

8	対象となる検体の個数は決まりがあるのか。	<p>個数の制限はありませんが、助成上限額は個数にかかわらず同じです。</p> <p>【1回の採卵周期で卵子を10個凍結した場合の例】 ⇒横浜市への1回の申請で卵子10個分の申請が可能です。この場合の助成上限額は卵子10個分で1年ごと3万円です。</p> <p>【1回の採卵周期で卵子を10個凍結、次の採卵周期で卵子を5個凍結した場合の例】 ⇒妊よう性温存治療について都道府県の助成決定を2回受けていれば、横浜市へも2回申請可能です。卵子10個の凍結分で1回目の申請、卵子5個の凍結分で2回目の申請となります。この場合の助成上限額は申請1回目の卵子10個分で1年ごと3万円、申請2回目の卵子5個分で1年ごと3万円です。</p>
9	既に妊よう性温存治療を実施、凍結保存をおこなっているが、申請できるか。	凍結保存の継続に要する費用の支払日から1年以内が申請期限となります。ただし、令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した場合が対象となり、令和4年度以前に妊よう性温存治療を実施した場合は、対象外です。
10	温存後生殖補助医療を受けたが、一部検体については凍結保存を継続している場合、引き続き申請はできるのか。	令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施しており、凍結保存の継続を行っている検体については、申請可能です。ただし、凍結保存の継続に要する費用の支払日から1年以内に申請を行う必要があります。
11	凍結保存の継続に要する費用を申請する場合で、都道府県の助成金額決定通知書を紛失してしまいました。どのように対応したらよいですか。	都道府県から助成金が振り込まれたことを証明する資料を添付してください。
12	妊よう性温存治療を2回実施し、2回都道府県の助成決定を受けた。横浜市への申請は2回必要か。	1回目、2回目の申請を一度に行うことも可能ですが、申請書や申請書類は、それぞれ必要です。
13	令和4年度に都道府県の助成決定を受けた。凍結の継続に要する費用の申請は可能か。	令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した方が対象となるため、申請はできません。令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した場合は、凍結保存の継続に要する費用の支払日から1年以内に横浜市へ申請してください。
14	令和5年度に都道府県の助成決定を受けたが、妊よう性温存治療実施日は令和4年度の場合、凍結の継続に要する費用の申請は可能か。	令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した方が対象となるため、申請はできません。令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した場合は、凍結保存の継続に要する費用の支払日から1年以内に横浜市へ申請してください。
15	妊よう性温存治療実施日とは。	精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織の凍結保存を行った日です。
16	初回申請の凍結保存の継続に要する費用の支払日における年齢が38歳以下のため助成年数は5年間だが、自己の支払遅延により、2年分を後払いしたが、対象となるか。	費用が複数年後払いとなった場合は、直近の1年分のみ本助成金の対象となります。
17	凍結保存更新料をすでに2年分支払っているが、他の自治体では助成対象とならないため、助成を受けていなかった。横浜市へ引越してきたので、申請をしたいが、申請は可能か。	令和5年度以降に妊よう性温存治療を実施した方は、凍結保存継続に要する費用の支払日から1年以内の費用のみ横浜市へ申請ができます。なお、支払日における年齢が43歳未満である方が対象です。